第2章

緑の基本計画改定の考え方











第2章 緑の基本計画改定の考え方

1 緑の基本計画に求められる視点

今後の取組の課題、緑に関する社会情勢及び市民意識において、川崎市緑の基本計画に求められる視点を整理します。

(1) 今後の取組の課題からの視点

- ●世代や業種等を問わず、多くの主体が緑の活動に参加できる取組や、これまで活動を行ってきた主体に対する支援や適切な評価を行う必要があります。
- ●市に存在する樹林地は減少傾向にあるため、これまでの保全施策を継承しながら、樹林地所有者に対する保全への理解促進を図り、大小さまざまな樹林地の保全及び適切な維持管理を行う必要があります。
- ●多摩川における歴史・文化的資源や、レクリエーション機能等について、流域の関係者や 民間企業等との連携により魅力を高め、多摩川が持つポテンシャルを最大限に発揮してい く必要があります。
- ●臨海部で進む拠点形成や土地利用の再編を契機として捉え、産業と環境の高度な調和を図るための質の高い緑化を進めていく必要があります。
- ●大規模公園緑地については、機能強化や効果的な管理運営、魅力の向上に向けたパークマネジメントを実施し、地域に身近な公園については、地域に応じた適正な公園数の確保と利用の活性化を促進する必要があります。
- ●市域に残る貴重な農地については、保全に努めるとともに、農業者の高齢化・後継者不足等に対応するための支援や市民への理解醸成を推進する必要があります。
- ●市民生活に身近な緑と水の空間を確保するため、多様な手法による地域緑化や河川環境整備等の取組を推進する必要があります。
- ●緑の大切さを知り、学び、共有できる機会の充実により、緑を通じた地域への愛着や誇り (プライド オブ プレイス)を高めていく必要があります。

(2) 緑に関する社会情勢からの視点

- ●発生が予見される自然災害等に対応し、暮らしの安心・安全を守るため、都市における公園・オープンスペースが有すべき防災面の機能を充実させる必要があります。
- ●少子高齢化やライフスタイルの多様化を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に資する緑の協働や、緑を活用した地域コミュニティの強化を推進する必要があります。
- ●生物多様性の損失が人間社会へもたらす影響や、顕在化する地球温暖化現象などが社会的に広く認知され、地球規模の環境問題として捉えられていることから、これらの問題の解消に寄与できる緑の確保を推進する必要があります。
- ●公園等における施設の老朽化に適切に対応するため、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減に向けた取組を推進する必要があります。
- ●首都圏における地理的優位性や、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する広域拠点及 び臨海部については、土地利用転換の適切な誘導を図る中で、緑とオープンスペースの確 保による良質な環境形成を推進する必要があります。



(3) 市民意識からの視点

●近年では、民間企業や教育機関、NPOなどの多様な主体が緑の担い手として活動していますが、町内会・自治会などの地縁組織を主とする活動団体では、会員の高齢化や会員不足等の後継者不足の課題を抱えており、今後は、さまざまな世代・業種等の人材に対する緑への興味増進・理解促進が必要となります。

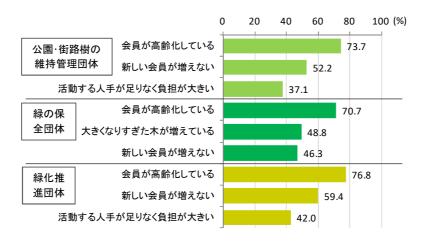


図 2-1 活動を行っている中で最も課題であると思うもの(上位回答) (出典:活動団体へのアンケート調査)

●緑の市民満足度については、市の南部地域において低い傾向が現れています。公園や樹林 地などの緑量の偏在がその一因として考えられるため、市街地における緑の創出や身近な 緑の保全活動などを通じて、緑の市民満足度を市全体で上げていく必要があります。

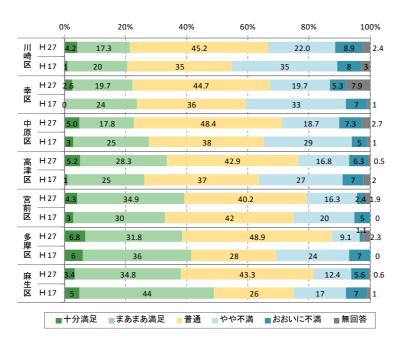


図 2-2 市域全体の緑についての満足度(区別) (出典:かわさき市民アンケート)

2 今後取り組むべき課題のまとめ

(1) 協働の取組の持続性の確保

本市においては、緑の基本計画に基づく施策を通じて協働の取組が全市に広がり、平成28 (2016)年度までに881公園に拡大した公園緑地愛護会と管理運営協議会、254団体に拡大した緑の活動団体をはじめ、民間企業や教育機関、農業関係者等の多様なステークホルダーとの協働が進みました。これらの成果は、他に類例を見ない大きな成果であり、本市の貴重な財産です。

しかしながら、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動 の持続性が危ぶまれています。

本市の貴重な財産である協働の取組を次の世代へと引き継ぎ、更に発展させていくため、活動への支援を継続することに加え、協働の持続性を確保することが喫緊の課題です。

(2) 緑の保全、創出及び育成の継続

本市では、樹林地・農地・水辺地の保全、公園の整備及び緑化の取組により、平成28(2016)年度現在で4,319haの緑について施策展開を図りました。このように形成された緑のストックは、河川や道路の緑、民有地の緑とともに、緑と水のネットワークを形成し、都市環境の改善、防災及び良好な景観の形成等に寄与しています。

また、本市における「緑地」の全体量は、平成18 (2006) 年度には推計で5, 082 h a 存在しましたが、市域の大半が市街化区域であることなどにより、土地需要を反映した樹林地や農地の減少傾向が見られ、平成28 (2016) 年度では推計で4, 971 h a と、約111 h a の減少となっています。

樹林地の保全面積については、平成18 (2006) 年度で約182haでしたが、その間に展開した保全施策により平成28 (2016) 年度には約241haと、約59ha増加しました。

農地の保全面積については、生産緑地地区の指定や市民農園の整備等、さまざまな取組を進める一方で、生産緑地地区の解除も発生するなど、平成18(2006)年度の約413haから、平成28(2016)年度の約368haと、約45ha減少しました。

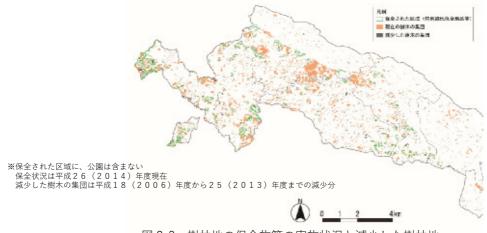


図 2-3 樹林地の保全施策の実施状況と減少した樹林地



樹林地と農地については、平成28(2016)年度で約609haを保全していますが、約437haについては、保全施策が未施策の状態となっています。都市において多機能性を有する自然環境を確保するためにも、今後も引き続き、樹林地や農地の保全に取り組む必要があります。

公園や港湾緑地については、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度の間で整備を進め、総面積は約105ha拡大して約776haとなっており、現行計画期間における確保すべき公園面積に概ね達しています。また、管理運営における市民参加、民間企業との連携も進んできました。

一方で、長期未整備公園の完成に向けた取組や、身近な公園の未設置地区における整備、市域における公園の偏在の解消等の課題が残されており、公園の整備に引き続き努めていく必要があります。同時に、発生が予見される大規模災害に対する公園等の防災・減災機能の向上、施設の老朽化に対応した安全確保など、社会的課題に対応できる公園の多機能性の発揮や、公園の質の維持向上が必要となっています。

緑化の取組については、平成28 (2016) 年度までに、都市拠点として緑化推進重点地区を計8地区指定するとともに、地域緑化推進地区が22地区に拡大し、市民・民間企業・行政のパートナーシップにより緑化を推進してきました。

また、緑の条例に基づく「緑化協議」により、生活空間に身近な緑化を進めてきたほか、本市は、市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きいという特徴を有することから、事業所の緑化を積極的に進め、地域住民や通行人にうるおいを与えています。市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、街中の身近な緑の保全、創出及び育成に引き続き取り組む必要があります。

加えて、進行する地球温暖化に伴う影響の顕在化、生物多様性や地球温暖化等の環境問題に対する市民意識の高まり等を背景に、都市環境の改善における緑の重要性も増しています。みどり軸、みどり拠点、これらを結ぶ緑と水のネットワークの形成により、生物多様性の確保、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与していくことが求められます。

以上を踏まえ、緑の保全、創出及び育成を継続し、環境に配慮した緑の取組を進めていく必要があります。

	平成 18 (2006)年度	平成 28 (2016)年度	増減量
緑地の総量	5,082	4,971	▲ 111
整備・保全済みの緑地	3,967	4,319	352
樹林地の保全	182	241	59
農地の保全	413	368	▲ 45
公園等の整備	671	776	105
緑化地の創出	724	957	233
水辺地空間の活用	1,977	1,977	0
未施策の樹林地・農地	595	437	▲158
300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 の樹林地(施策対象外)	520	215	▲ 305

表 2-1 緑地の総量、施策面積等の推移(単位:ha)

- ・緑地の総量とは、川崎市緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地及び水辺地等の自然的環境や、公園・緑化地等の創出された緑とオープンスペースの要素を含む。ただし、300 ㎡未満の樹林地は含まない。
- ・未施策の樹林地とは、緑地総合評価により保全すべきとされている 1,000 ㎡以上の樹木の集団のうち、保全施策を実施できていない樹林地を指す。

(3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮

近年は少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康 増進への寄与など、地域コミュニティの拠点としての公園の新たな利活用手法が課題となって います。また、地域によっては公園における子どもの自由な遊びが制限されていることから、 こうした制限により魅力が減退している公園の活性化も新たな課題となっています。したがっ て、さまざまな主体が連携し、更なるパークマネジメントを推進することによる効果的な管理 運営など、公園の機能と魅力の向上に取り組む必要があります。

加えて、多くの人が市内外から集まる都市拠点においては、公園の魅力や環境機能への期待が増大しており、臨海部や小杉地区等における緑あふれるまちづくりの推進に向けて、民間企業のノウハウの活用が不可欠となっています。また、まちの魅力や活力を高めていくためには、レクリエーション機能や文化交流機能などの発揮が期待できる大きなポテンシャルを秘めた多摩川の資源について、更なる活用を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本市がこれまで培ってきた市民や民間企業との協働を更に発展させ、蓄積された緑のストックを多様な主体とともに活用する取組を強化していくことで、緑を介した顔の見える関係づくり、緑の魅力づくりを図ることが重要です。この視点に基づき、市民の暮らしを支え、高めていくべく、緑を地域コミュニティの場として活用することによる子育て世代や高齢者の支援、さらには都市拠点における緑を核としたエリアマネジメントの推進といった、緑が持つ多種多様な効用を更に高めていく必要があります。

3 改定に向けた考え方

これまでの取組による成果と、今後取り組むべき課題を踏まえ、多様な主体との協働に対しては、これまでの多種多様な活動を貴重な財産として残すこと、また協働の新たな芽を育むことが重要です。協働による緑の活動は、本市の緑を保全、創出、育成及び活用するための根幹を成すことから、計画の改定にあたっては、協働の視点を基本とし、更に発展させる<u>「緑のパートナーづくり</u>」の視点が必要です。

同時に、市民生活に密接に関わり、良好な都市環境を形成する緑についても、現存する緑は保全し、緑の乏しい場所には緑を創出することで、大小さまざまな緑のネットワークを形成していくことが重要です。このように、市民が身近に緑を感じられる暮らしの創造を目指し、計画の改定にあたっても、これまでに引き続き「緑の空間づくり」の視点が必要です。

その上で、多様な主体との協働による緑の効用の発揮に向け、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、企業、専門家及び行政等の複数の団体・組織の連携によるプラットフォームを「グリーンコミュニティ」と定義します。そして、「グリーンコミュニティづくり」を新たな視点として取り入れることにより、自然環境、文化・歴史、都市の魅力と活力、防災及び少子高齢化への対応の視点に沿って、まちづくりの核として緑が持つさまざまな効用を発揮させていく必要があります。



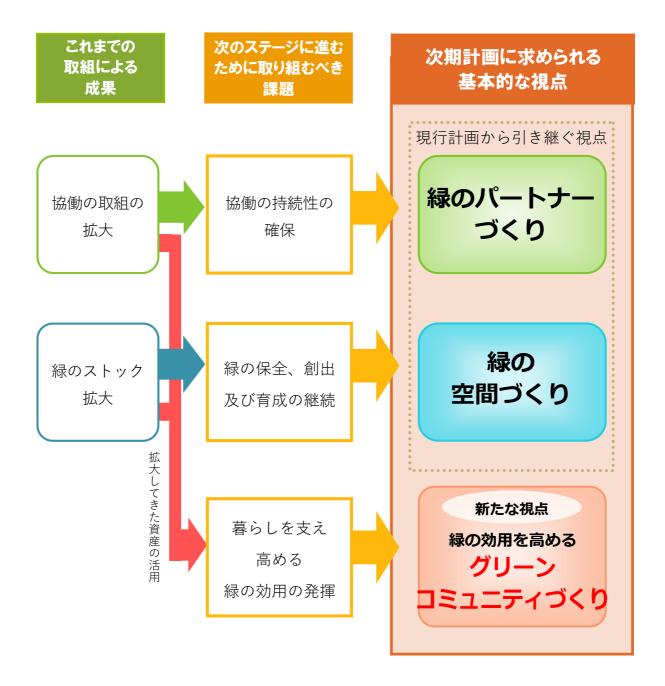


図 2-4 次期計画に求められる視点

第3章

緑の基本計画





第3章 緑の基本計画

1 緑の基本計画の構成

「川崎市緑の基本計画」では、本市における全ての緑の活動や施策の支えとなる基本理念を、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」と位置づけます。 また、計画を支える基本的な視点、計画の推進により描く将来像、そして将来像の実現のために必要となる基本方針を定め、3つの基本施策、14のプロジェクトを設定し、具体的な施策を展開していきます。

■計画の基本的な考え方

基本理念		基本的な視点	将来像
「 多 地 様		緑の協働の	○さまざまな主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
球 な 環 緑		仕組みの充実	○川崎を特徴づけるつながりのある緑が育まれ、生物多様性の保全 や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組が行われている。
都市	が市民をつな	緑の空間の保全・ 持続による健全な 環境づくりの推進	○地域の核となる永続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
かをわつ		緑を守り・育み	○地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実すること により、身近な生活空間に四季の移ろいが実感でき、安らぎの感 じられる緑豊かなまちになっている。
きぐ		質の向上を図る	○緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちの賑わい創出に寄与するなど、緑によりまちの価値が高まっている。



基本方針 ○基本方針1 多様な主体の参画による 協働 持続可能な協働の仕組みの発展 ○基本方針 2 つながりのあるみどり軸による 軸 ふるさと景観の継承と自然環境との共生 ○基本方針3 みどり 多様な機能を備えたみどり拠点による 拠点 活き活きとした都市の形成 ○基本方針4 緑と水の 身近な緑の創出と育成による ネットワーク 緑と水のネットワークの充実 ○基本方針5 質の高い緑ある暮らしを実現する グリーン コミュニティ グリーンコミュニティの形成 ~まちの価値を高める緑のマネジメントの実行~

■施策展開の構成

基本施策

I 緑のパートナーづくり

これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムの更なる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進する

Ⅱ 緑の空間づくり

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成する

Ⅲ グリーンコミュニティづくり

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の協働のもと、緑を、「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指す

プロジェクト

- ①多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト
- ②緑を支える人材の育成・支援プロジェクト
- ③緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト
- ④多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト
- ⑤多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト
- ⑥多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト
- ⑦防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト
- ⑧公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト
- ⑨農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト
- ⑩緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

□緑による地域コミュニティ形成プロジェクト□浴力ある緑のまちづくりプロジェクト

③広域的な緑の魅力向上プロジェクト

(4)「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

プロジェクトを 支える実施施策



2 計画の位置づけ

川崎市緑の基本計画は、川崎市総合計画に則し、国等の施策や川崎市都市計画マスタープラン、川崎市環境基本計画をはじめとした関連計画と密接な関わりを持っています。

本計画は、これらを踏まえ、本市の実情を十分に勘案し、市民や民間企業等の協力を得ながら緑の保全、緑化の推進及び公園の整備等に関する取組を総合的に展開するためのグランドデザインとして位置づけます。

また、より事業レベルで具体性を付加させるため、緑の条例第9条の規定により「緑の実施計画」を総合計画の実施計画に則しながら設定します。

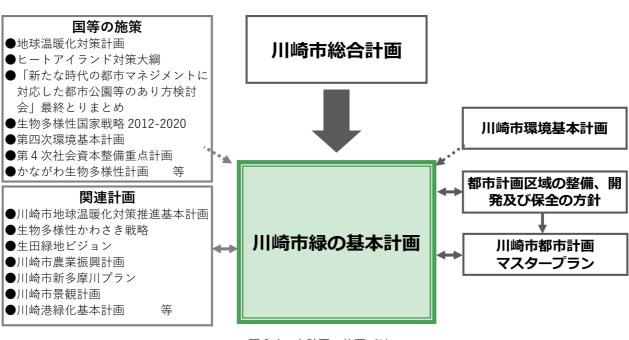


図 3-1 本計画の位置づけ

3 計画フレーム

(1) 計画対象区域

計画対象区域	
川崎市の都市計画区域の全域(14,	435ha)

(2) 人口規模

	現況	目標年次 (平成 39(2027)年度)
人口規模	1,505,584 人 ^{※1}	約 1,573,000 人 ^{※ 2}
市域面積	約 14,435ha	約 14,448ha

※1:平成30(2018)年2月1日現在

※2:川崎市の将来人口推計の近接した年(平成37(2025)年)を参考



4 計画期間

川崎市緑の基本計画は、長期的な視点に立ち、基本理念や5つの緑の将来像を示していますが、計画の実行性を確保するために、概ね10年間の計画期間を設定し、進行管理を行います。

5 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ

本市には、市域の景観を特徴づける多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海など4つの 自然的環境資源をはじめ、これまで蓄積してきた都市公園、街路樹、保全緑地、市街地の身近 な緑など、さまざまな地域に多様な緑のストックが存在しています。

これらの緑は、市民や民間企業などとの協働、連携により保全、創出及び育成されています。 緑豊かなまちづくりを実現するためには、緑を取り巻く社会情勢や緑に対する市民の多様な ニーズを踏まえ、緑の適切な保全や創出を進めるとともに、緑をさまざまな形で活用すること により、緑の質、暮らしの質を高め、誰もがどこでも緑の効用を実感できるようにする必要が あります。

このため、市民、民間企業、行政などさまざまな主体が連携して、個々の特性を最大限に発揮しながら活躍できる機会と場を確保し、それぞれが緑の保全、創出、育成及び活用の取組に携わることにより、緑と水のネットワーク、さらには人のネットワークの形成を進めることが重要です。そして、本市の自然的環境資源を、世代を超えた共有財産として認識し、緑豊かなまちづくりに向けた将来像を描くことで、市民一人ひとりが地域への愛着や誇り(プライド オブ プレイス)を抱くようになります。このようにして育まれた市民の意思によって、川崎独自の緑の市民文化が醸成され、これこそが本市が目指す地球環境都市の姿です。

地球環境都市とは

- ・市民一人ひとりが地球市民としての自覚と意識を持っている。
- ・多様な緑がさまざまな主体の協働により保全、創出、育成及び活用され、良好な自然的環境や公園、緑化地などの緑のストックが蓄積されている。
- ・その結果、川崎独自の緑の市民文化が育まれ、市民一丸となって、地球温暖化対策、生物 多様性の保全及び循環型社会の形成等、地球環境の改善に貢献する緑の取組がなされてい る。



6 緑の将来像

(1) 基本的な視点

基本理念のもと、緑の将来像を描く上で必要となる次の基本的な視点を設定します。

●緑の協働の仕組みの充実

地域における多様な緑を持続的に保全、創出、育成及び活用していくためには、地域に存在するさまざまな主体との協働が重要です。こうしたことから、地域に即した緑の協働の仕組みを充実させ、市民活動が持続的に実施されることを目指すとともに、次世代を担う子どもたちの参加、さまざまな世代の担い手育成を進め、各地で培われた市民活動を次の世代へと継承していきます。

●緑の空間の保全・構築と持続による健全な環境づくりの推進

本市に残されている良好な自然環境を保全し、公園や緑化地などの緑の空間を蓄積していくことで、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、良好な都市景観の形成及び循環型社会の形成に貢献し、環境に配慮した健康で快適な暮らしを送ることのできる持続可能なまちづくりを進めます。

●緑を守り・育み、緑の質を高める

緑の質を向上させるためには、緑の機能がそれぞれの場で有効に発揮されるとともに、緑をさまざまな主体との協働により、地域の景観や風景として、まちの魅力と活力を高める源として育み、継承することが大切です。本計画ではその実現に向けたさまざまな取組を進めます。



(2) 将来像

将来像は、計画期間の10年間にとらわれず、長期的な視点から本市の緑において達成すべき姿を示すものです。前項に示した基本的な視点を基に、「さまざまな主体の協働」、「つながりのある緑」、「地域の核となる緑」、「緑と水のネットワーク」、「緑の活用の仕組み」を本市の緑を考えていく上での骨格とし、将来像を描きます。

本市では、上記の骨格を総称して「グリーンインフラ」として捉え、公園や樹林地などの緑の空間のみならず、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みもグリーンインフラに含めます。こうしたグリーンインフラは、まさに緑の社会的共通資本であり、本市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人々が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在です。そして、グリーンインフラを構築することで、緑がうるおいある生活環境の形成や、防災性の向上、コミュニティの形成といった多様な効用を発揮し、健全な環境を備えた魅力と活力ある都市を創り上げていくことが可能となります。このように、緑の効用を常に実感できる「緑ある暮らしの創造」を目指し、将来像の実現に向けた取組を進めます。

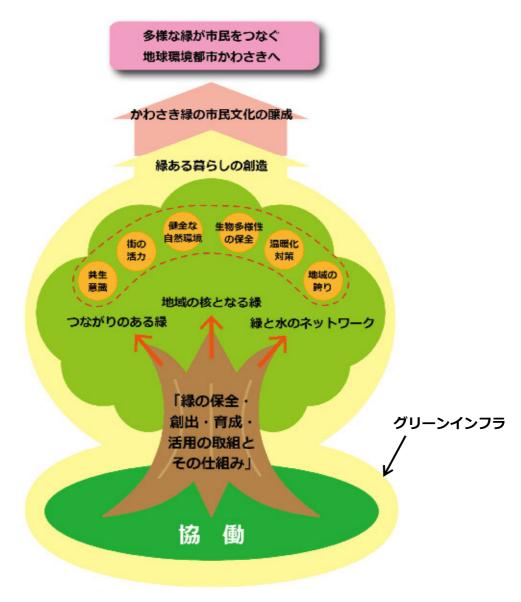


図 3-2 川崎市緑の基本計画の将来像に向けた考え方



- ○さまざまな主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
- ○川崎を特徴づけるつながりのある緑が育まれ、生物多様性の保全 や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組が行われている。
- ○地域の核となる永続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
- ○地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季の移ろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。
- ○緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちの賑わい創出に寄与するなど、緑によりまちの価値が高まっている。



本市の緑の将来像を図として描くにあたり、必要な要素を次に示します。

協働

表示	項目	内容
0	持続的な活動に支えられて いる公園緑地等	既に市民団体等が設立されており、今後も持続 的な活動が行われることにより、適切な管理・ 活用が期待される公園緑地等
•	活動の新たな芽が育まれて いる公園緑地等	市民団体等が結成され、新たな活動がスタート することにより、適切な管理・活用が期待され る公園緑地等

みどり 軸

1	表示	項目	内容
	(IIII)	多摩丘陵軸	多摩丘陵につらなる緑を保全・育成する軸として、里地里 山の保全と利活用を推進する
	(IIII)	多摩川崖線軸	緑の崖線を保全・回復・育成する軸として、崖線の緑のつ ながりの保全を推進する
	41111	多摩川軸	多摩川の自然環境と市街地をつなげる軸として、多摩川の 保全と活用を推進する
	41111	東京湾軸	東京湾の緑をつなぐ軸として、臨海部の緑の創出を推進す る

みどり 拠点

表示	項目	内容
	公園緑地の拠点	緑のオープンスペースの核となる公園緑地の拠点
	緑と農の3大拠点	樹林地と農地が一体の「農ある風景」を保全する拠点
	農と緑の ふれあい拠点	大地に広がる緑豊かな営農環境を保全する拠点
0	緑の都市拠点 (緑化推進重点地区)	緑により風格ある都市の顔を形成する拠点
4	水と緑の 都市再生拠点	内陸部と多摩川をつなぎ回遊性をもたらす拠点



緑と水のネットワーク

表示	項目	内容		
*****	緑と水のネットワークを	街路樹等によりみどり軸とみどり拠点のつな		
形成する主要幹線道路		がりを形成する、市内の主要幹線道路		
	水辺のエコロジカル	生物多様性を保全し緑と生き物をつなげる、市		
	ネットワーク	内を流れる河川		
	風の道	冷涼な海風の通り道となる河川、街路、緑地等		

グリーン コミュニティ

- 71		
表示	項目	内容
0	グリーンコミュニティの 展開	地域特性や拠点の性格に対応しながら、緑を守 り、育て、活用する取組を展開する場
	緑と農を守り魅力を 伝える田園エリア	まとまりのある農と緑の風景を守り、活かしな がら、居住空間を形成していくエリア
身近な緑を守り育む 丘陵地エリア		ゆるやかな丘陵地に残された緑と農のストックを継承し、豊かな居住空間を形成していくエ リア
		水によって育まれた街並み、緑と水による歴史 と文化を継承し、活かしていくエリア
	緑が風格と活力を生む 川崎の顔づくりエリア	蓄積された緑のストックの質への向上を図り、 活力を生み出し、川崎の顔を形成していくエリ ア
	緑と賑わいあふれる 臨海のもりづくりエリア	緑の創出や育成により賑わいを生み出し、事業 所との連携を図りながら、市街地と海とのつな がりを形成していくエリア
4 IIII	流域自治体の広域連携 (多摩川・鶴見川)	本市の北側を流れる多摩川、南側を流れる鶴見 川のそれぞれにおける、流域自治体との広域的 な連携



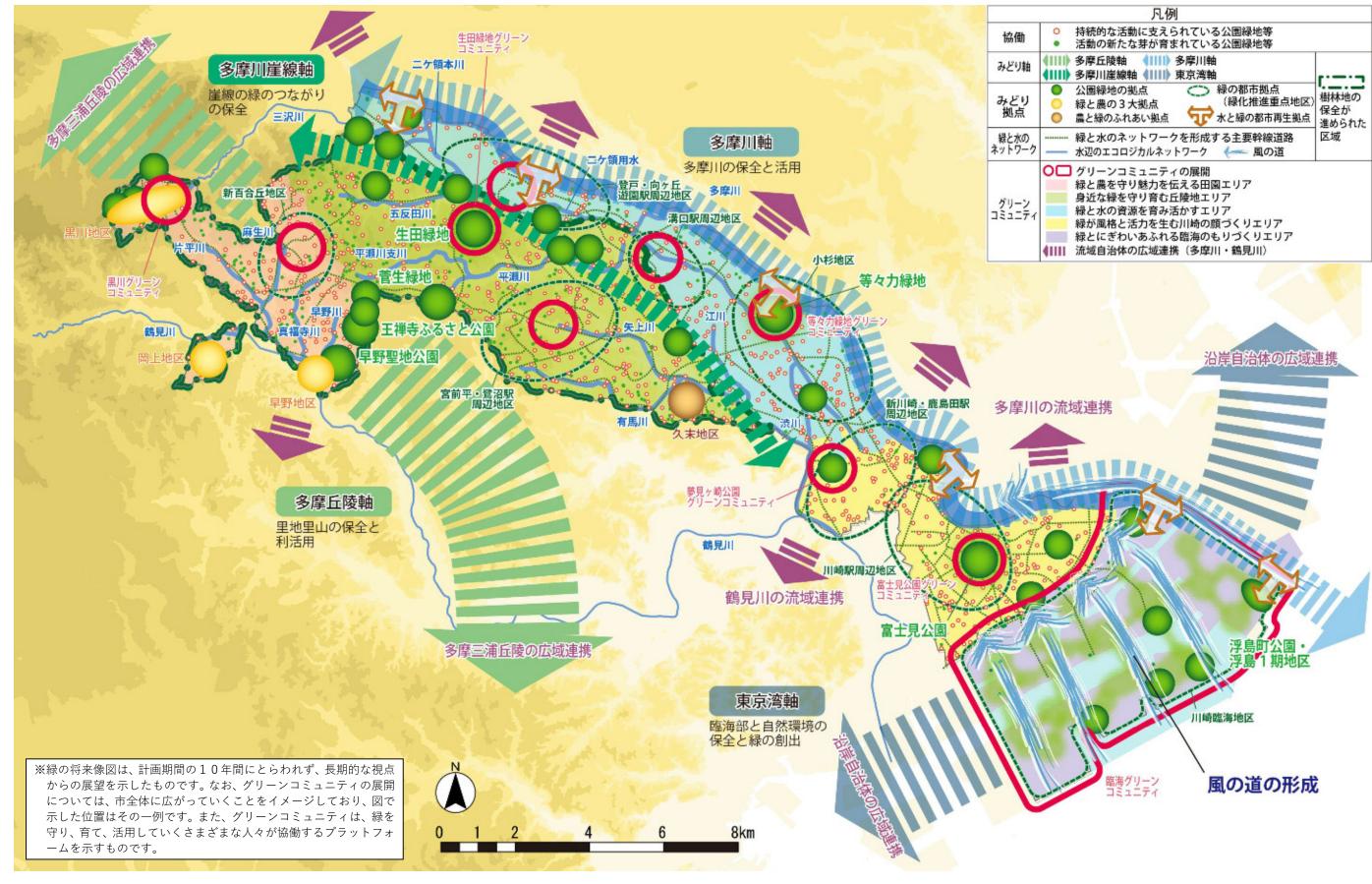


図 3-3 緑の将来像図

(地形図出典:地理院地図(国土地理院))



緑の将来像の実現に向け、その将来像と相対するように5つの基本方針を設定し、さまざまな主体との協働により、緑の保全、創出、育成及び活用を進めます。

基本方針1

協働

多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政が法や制度などをもとに緑の保全、創出及び育成を進めていくことが大切です。しかしながら、現在の地域社会が抱える緑の課題は多岐にわたっており、行政だけでは対応が難しい課題も増えています。このことから、市民をはじめとしたさまざまな主体が共通認識を持ちながら協働し、解決していくことが大切な視点となっています。

本計画において、協働とは、「地域における緑の課題を、さまざまな主体が対等な立場で協力しながら取り組むことで解決を図り、多様な緑の特性に応じた質の向上を図る行動」をいいます。地域のさまざまな主体の協働と連携により、持続的に緑を保全、創出及び育成することで、身近な生活空間の質を向上させることや、活気にあふれた地域コミュニティの醸成などにつながります。

「協働」の視点は、全ての施策展開の基本とし、基本方針1に位置づけます。

①協働の意義

次に掲げる3つの協働の意義を踏まえ、緑の協働・連携の推進を図る必要があると考えます。

1. 多様性を活かした 複雑化した地域や社会の課題の解決のためには、多様性を活か した協働の取組が不可欠です。多様な主体がそれぞれの役割を活 相乗効果 かし、力を合わせることにより、相互に補完しあう相乗効果が生 まれ、より迅速かつ柔軟で効果的な課題の解決が実現できます。 社会的役割の異なる多様な主体が交わることにより、個人では 2. 新たな価値の創出 気づかなかった発想や新たな視点が生まれます。こうして得られ た「気づき」から、課題解決に向けた取組のヒントを得るととも に、その取組が社会において果たす役割などの新たな価値を認識 していくことが重要となります。 3. 市民自治力の向上 地域における協働の取組を通じて、それぞれの主体が、より主 体的に課題解決に向けた取組に関わりを持つことにより、地域全 体の自治力が一層高まり、地域の課題解決力に厚みが増すものと 考えます。さらに、共に地域を支える主体間の交流が図られ、既 存のコミュニティの活性化や新たなコミュニティが形成されるこ となどの効果も期待されます。

表 3-1 協働の 3 つの意義と内容

※参考 川崎市協働・連携の基本方針 (平成28 (2016) 年3月策定)



②協働の推進に向けた視点

本計画においては、協働の効果を発揮し、その成果を得ていくために必要となる3つの視点を踏まえて協働・連携を進めていきます。

1. 目標を設定し、多 協働の取組においては、目標の設定・共有による効果的な活動や 様性を活かした効 モチベーションの向上、協働の取組の中に多様性を活かすこと、そ 果的な課題解決 のための相互理解を図ることなどが求められます。 2. 協働・連携の活性 異なる特長や強みを持つ複数の主体が一緒に取り組むことで、こ 化による新たな成 れまでになかった発想や新たな気づきの創出が期待されます。そし て、これまでにない成果や新たな価値を生む可能性が広がります。 果の創出 3. 持続可能な地域づ 協働の取組を継続的に推進するためには、地域の担い手不足を解 消することなどが重要です。このため、市民主体の持続可能な地域 くりに向けた協

表 3-2 協働の推進に向けた 3 つの視点と内容※

※参考 川崎市協働・連携の基本方針(平成28(2016)年3月策定)

づくりを進めるとともに、協働・連携の取組をより持続的なものと するための仕組み作りや、そのための気軽な参加のきっかけ作りな

③緑の協働の主体

働・連携の促進

緑の基本計画における緑の協働の主体は、市民、民間企業、NPO、大学等の教育・研究機関及び行政を対象とします。これらの主体がお互いの活動を尊重し、協力していくことにより、緑の保全、創出、育成及び活用を目指します。

④主体の特徴と期待される役割

各々の主体の特徴と期待される役割は、次の通りです。

どが求められます。

表 3-3 各々の主体の特徴と役割

主体*	特徴と内容
市民	・地域における課題を行政施策に反映させるよう要請することができる。
	・地域に人脈を持ち、さまざまな人材の参画の輪を広げることができる。
	・地域の特性に合わせた多様な活動を行うことができる。
	・地域の事情に即して行政で対応しにくい面をカバーすることができる。
NPO	・特定の目的を持って、協働を持続的に推進する機動力がある。
	・協働の対象について専門的視点からアドバイスができる。
	・行政で対応しにくい面を弾力的にカバーすることができる。
	・市民活動団体間の連携調整を行うことができる。
	・フォーラムの開催など、地域を越えた交流を行う力を持っている。
	・活動成果を広く発信する力を持っている。
民間企業	・地域の市民活動を側面から支援できる可能性を持っている。
	・活動に機動力がある。
	・協働への参画により、地域住民との融和が図られ、地域活力を高めることができる。
	・企業イメージの向上に加え、CSR・CSVを広く社会に普及することができる。



大学等の	・協働の対象について学術的、専門的視点からアドバイスができる。						
教育・	・協働の進行管理を学術的に助言することができる(モニタリング含む)。						
研究機関	・専門知識を持った人材を有している。						
	・学生等の参画により、市民活動に幅を持たせることができる。						
	・活動対象(場)を研究対象に設定し、市民活動に反映することが可能である。						
	・研究対象にすることで、広く社会に発信することができる。						
行政	・法や制度を活用して、緑の保全や緑化等における協働の場を確保することができる。						
	・ワークショップ等の市民参画機会を企画し、提供することができる。						
	・市民活動を助言、支援、調整することができる。						
	・講座の開催など、人材の育成を進めることができる。						

[※]NPO、民間企業、大学等の教育・研究機関は、広義では市民に含まれますが、多様な地域におけるさまざまな緑の個別課題を解決していくためには、主体を細分化して捉え、各々の特性を活かし活動の展開を図ることが必要であることから、独立して扱うこととします。

⑤緑の協働の内容と取組の事例

緑の協働の内容と具体的な取組の事例は次の通りです。

表 3-4 緑の協働の内容と取組の事例

₹ 2 ± 18(4)[m]副かたけば、これが聞かまり						
内容	具体的な取組の事例					
緑の保全、創出及び育成に	・公園緑地の整備計画					
関する各種計画作り	・公園管理運営計画					
	・保全緑地管理計画					
	・地域緑化計画					
	・河川等水辺環境の計画					
	・その他緑関連の計画					
緑の現況調査等	・自然環境調査等への参画					
緑地等の保全・再生・育成	・保全緑地や公園緑地における里山ボランティア活動					
活動	・企業のCSR・CSVによる緑地等の保全活動への参画					
	NPOによる活動					
	・市民による緑のトラスト運動への助言と支援					
	・緑地保全に向けた市民との連携					
保全・再生・育成された緑	・自然環境に関する環境学習の開催					
地等の活用	・大学等による研究活動					
	・小中学校等における里山管理体験学習					
地域イベント等の開催	・地域で開催される緑のイベントの開催支援					
緑の愛護・管理運営活動	・公園緑地愛護会、管理運営協議会、街路樹等愛護会の活動					
	・河川愛護ボランティア制度による活動					
街中の緑の保全、創出及び	・保存樹林、生垣等の継承					
育成活動	・市民が参加する植樹、花植え活動					
	・事業所緑化による地域の景観や環境の向上					
	・公共公益施設の緑化の推進					
企業やNPO、大学等研究	・企業による地域環境や地域活動への貢献に対する支援					
機関等のノウハウの活用	・NPO、大学等研究機関による市民活動支援と研究成果の発信					



みどり 軸

つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、広域的なつながりを持つ重要な自然的環境 資源であり、本市の骨格を形成しています。

基本方針2では、これらの緑のつながりを「みどり軸」と設定して、次世代に引き継ぐべき 財産として保全、創出及び育成することにより、山から川、川から海への資源循環・水循環の 健全性を保つとともに、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組を推 進します。

①多摩丘陵軸

八王子市から横浜市にいたる多摩丘陵は、首都圏の広域的な視点からも大切な自然的環境資源です。さらに、多摩丘陵と地形的につながる三浦丘陵までを総称した「多摩・三浦丘陵」として、その連続性を考えていくことが重要です。本市は、多摩丘陵のほぼ中央に位置し、その連続性を保つ上で重要な役割を担っていることから、このつながりを「多摩丘陵軸」として位置づけ、隣接自治体との連携による広域的な見地から、鶴見川流域に残されたまとまりのある樹林地や、里地里山景観を構成する田畑、雑木林などを次世代に引き継ぎます。

②多摩川崖線軸

多摩丘陵と沖積低地の境には、多摩川の侵食作用でできた崖線(崖地の連なり)が存在し、その大部分は北側斜面の樹林地となっています。崖線の緑は、自然の地形を残し、市内北東部の市街地からはもちろんのこと、多摩川対岸の東京都からでもその存在を認めることができ、本市の景観を特徴づける重要な自然的環境資源です。このことから、この崖線を「多摩川崖線軸」と位置づけ、この軸の緑の連なりを維持・保全することにより、川崎らしさを実感できる景観を残していきます。

③多摩川軸

多摩川は、市街地に約30kmにわたって隣接する貴重な自然環境であり、「川崎の母なる川」となっています。大河川特有の河原風景や多様な自然生態系など、身近に豊かな自然空間を実感することができ、さらに、都市の貴重なオープンスペースを活用したスポーツ施設や親水施設のほか、近年ではイベントやレジャー利用など、賑わいをもたらす空間としても認知され、更なる活用が求められています。多摩川の自然環境と市民の暮らしをより身近なものとするため、多摩川の水面や多摩川緑地等の自然的環境資源を「多摩川軸」として位置づけ、多摩川と市街地との連続性や、近隣自治体との流域ネットワークに基づく人と緑のネットワーク作りを目指します。

4東京湾軸

本市の臨海部は、京浜工業地帯の一部として重化学工業等の事業所の立地が集中しているほか、近年ではライフイノベーション分野など先端産業の集積地となっています。臨海部には、これまでの市民・民間企業・行政の取組により、生田緑地の管理面積に相当する緑化地が存在しており、さらに、運河や海を含めた臨海部ならではの自然的環境資源は、今後国際的に注目される機会が増加します。このことから、このような大きなポテンシャルを秘める臨海部を、東京湾の緑の一翼を担う「東京湾軸」として位置づけ、本市の顔となる「臨海のもり」の創造を目指します。



みどり 拠点

多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市の形成

大規模な公園緑地、まとまりのある緑地や農地、都市のシンボルとして重点的な緑化が望まれる地区等については、レクリエーション、防災、都市気象の改善及び景観形成等の機能を発揮できる重要な拠点的緑となっています。

基本方針3では、こうした緑のまとまりを「みどり拠点」と設定し、それぞれの多彩な機能を高めることで、市民一人ひとりの生活にうるおいをもたらし、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりを推進します。

①公園緑地の拠点

市域における緑のオープンスペースの核となる大規模公園等を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能を発揮させます。

②緑と農の3大拠点

市域の北西部に位置し、多摩丘陵の一角を担う黒川、早野、岡上地区の農業振興地域を「緑と農の3大拠点」として位置づけ、まとまりのある樹林地、農地、水辺地が有する多様な生態系や「農ある風景」を重要な資源として捉えます。

③農と緑のふれあい拠点

高津区南部に台地状に存在する久末地区には、ひろがりのある農地が集約されており、その周囲を囲む樹林地とともに都市部における貴重な自然環境を形成しています。また、かわさき農産物ブランド「かわさきそだち」の産地となっているほか、農を通じた市民・地域交流が盛んであるため、この地区を「農と緑のふれあい拠点」と位置づけ、都市農業の振興を目指します。

4 緑の都市拠点

市民の利用が多く、本市のシンボルとなる主要ターミナル駅などの拠点については、緑による風格ある都市の顔の形成を目指し、「緑の都市拠点」として位置づけます。各拠点には「緑化推進重点地区」が指定され、それぞれの緑化の具体的な取組方針を定めた緑化推進重点地区計画が策定されており、この計画に基づき都市拠点の特性を活かした緑の創出を目指します。

⑤水と緑の都市再生拠点

約30kmに渡って市域に接する多摩川と、内陸部の公園緑地や集客施設とのアクセス性・ 回遊性を高めることが可能な拠点については、水辺と緑の賑わい創出や多摩川と一体となった 都市景観の向上、さらには周辺地域の活性化を目指し、都市に新たな潤いを与える「水と緑の 都市再生拠点」として位置づけます。



表 3-5 公園緑地の拠点一覧

衣 3-5 公園緑地の拠点一見								
	分	名称	機能・特徴・役割					
都市公園	総合公園 等	・富士見公園	川崎区、中原区、宮前区、多摩区、麻生区と市域にバランスよ					
	守	・等々力緑地 ・生田緑地	く配置されている4つの総合公園等は、大規模なオープンスペースを有し、レクリエーション、環境保全、防災、景観形成など多					
		・王禅寺ふるさと公園	へを有し、レクリエーション、環境体主、防炎、京観形成など多 くの機能を保有しています。また、多様な市民ニーズを受け入れ					
		・東高根森林公園	ることのできる本市の重要な緑の核となっています。これらの大					
		(風致公園)	規模な公園等は、市域における緑と水のネットワークを形成する					
		,	上で重要であり、広域的結節拠点として位置づけます。					
	地区公園	・大師公園	地区公園等は、総合公園と並び、それぞれの地域において重要					
	等	・桜川公園	な拠点であり、地域住民の集いの場所、防災、地域活動の拠点、					
		・御幸公園	レクリエーション等の機能を発揮し、緑と水のネットワークの形					
		・夢見ヶ崎公園 ・川崎市中原平和公園	成にあたって、重要な地域結節拠点として位置づけます。					
		・稲田公園						
		・ 個田公園 ・浮島町公園(近隣公園)						
		・殿町第2公園						
		(街区公園)						
	都市緑地	・菅生緑地	一定規模以上の都市緑地や都市林は、市街地における自然空間					
	都市林	・菅北浦緑地	として、自然環境の保全、都市気象の改善、景観形成などの重要					
		・東生田緑地	な役割を持っています。また、まとまりのある樹林地や湧水地等					
			を含むことから地域の生物多様性の保全に大きく寄与し、緑と水					
			のネットワークを形成する上で重要な地域結節拠点として位置					
	世国	妇,广西田	づけます。					
	墓園	・緑ヶ丘霊園 ・早野聖地公園	市域に存する2つの都市計画墓園は、市営墓地の供給拠点であると同時に、その敷地の大半は樹林地やため池など多様な自然環					
		・千野宝地公園	境が保全・再生されています。また、その規模がそれぞれ 50ha					
			を超える広大な緑のオープンスペースとなっていることから、総					
			合公園等とならび、緑と水のネットワークを形成する上で重要な					
			広域的結節拠点として位置づけます。					
	植物園	・川崎市緑化センター	都市緑化植物園の機能を有する「川崎市緑化センター」では、					
			緑の市民相談や緑の研究等が行われています。今後は都市緑化植					
			物園としての機能を更に充実させるとともに、近接する二ヶ領せ					
			せらぎ館、生田緑地ばら苑等の施設とのネットワーク形成を充実					
NI NE /= 13			させ、緑のボランティアの交流拠点として位置づけます。					
港湾緑地		・ちどり公園	港湾緑地は、臨海部における市民や港湾就労者に開かれた緑の					
		・東扇島東公園 ・東扇島西公園	オープンスペースとして重要な役割を果たしています。また、東 扇島東公園のように首都圏での基幹的広域防災拠点としての機					
		・ 泉扇 島四 公園 ・ 浮島 1 期地区	原					
		・東扇島中公園	「東扇島中公園」は「川崎マリエン」として市民に親しまれ、					
		(川崎マリエン)	川崎港を紹介するコーナーやスポーツ施設などのレクリエーシ					
		Viled () — /)	ョン施設が整備されています。また、川崎みなと祭りをはじめと					
			したさまざまなイベントが開催されるなど、臨海部と市民をつな					
			ぐ大切な交流施設です。					
保全緑地	特別緑地	・橘特別緑地保全地区	一定規模以上の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地や					
	保全地区	・小沢城址特別緑地保全	湧水地等の多様な自然環境が保全されています。また、河川の水					
		地区	源涵養、都市気象の改善、景観形成といった重要な役割を有して					
		・多摩特別緑地保全地区	いるとともに、恒久的に保全された自然緑地として、都市緑地と					
		・黒川よこみね特別緑地	同様に緑と水のネットワークを形成する上で重要な地域結節拠					
		保全地区	点となっています。					
		・黒川海道特別緑地保全						
		地区						
		・西黒川特別緑地保全地区						
		・王禅寺四ツ田特別緑地 保全地区						
環境調和緑地		・王禅寺かわるんパーク	公共施設等に付随する公開性の高い緑地の中でも、周辺の環境					
*11.70% 3.10.10. O		・王禅寺エコ暮らし環境	や景観との調和を生む緑地については、自然環境のつながりや市					
		館屋上庭園	民交流を生む重要な拠点と位置づけます。					
		24 /L-//2121	2000 C T O E A G M C E E 7 11 6 7 6					





身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実

本市において緑の豊かさを実感していくためには、みどり軸とみどり拠点を骨格として捉えながらも、それらを結ぶ大小さまざまな緑を確保し、緑の質を高めることが重要です。また、緑の豊かさは、生物多様性の保全や気候変動への適応などに対しても重要な役割を果たします。

基本方針4では、みどり軸とみどり拠点をつなぐための、街中や河川流域、臨海部の緑の保全、創出及び育成と、水環境の保全及び再生の推進により、身近な生活空間で感じられる緑を充実させるとともに、少子高齢化等の社会構造の変化に対応し、環境に配慮した住みやすいまちづくりに向け、緑の質の向上を図ります。

①緑と水のネットワークの充実に必要な要素

緑と水のネットワークの充実には、次に掲げる多様な緑と水の存在が必要となります。また、緑と水のネットワークの質を高めていくためには、一人ひとりがこれらの保全、創出及び育成の必要性を知り、行動に移すことが大切です。

- ●みどり軸、みどり拠点周辺地域の緑
- ●河川沿いや道路沿いの緑
- ●公園の緑
- ●地域に残された緑(社寺林、保存樹木、保存生垣など)
- ●公共的施設の緑
- ●事業所や個人宅の緑
- ●農地
- ●河川、湧水地、ため池及び干潟などの水や水辺地

②緑と水のネットワーク形成の効果

地域レベルからのボトムアップにより緑と水のネットワークを形成していくことが望ましい姿であり、この過程で主に次の効果が期待されます。

- ●生活空間に緑を実感できる
- ●身近な緑が伝承される
- ●緑を通じて地域の歴史・文化を知ることができる
- ●地域の交流が深まる
- ●住環境、就学・就労環境が向上する
- ●生物多様性の保全や、「風の道」の創出による気候変動の緩和など、地球環境の健全化に 寄与できる



グリーン コミュニティ

質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成 ~まちの価値を高める緑のマネジメントの実行~

本市では、市民、町内会、自治会、民間企業、NPO、行政等の協働によるさまざまな活動が進んでおり、緑に触れることを楽しみ、さらに緑を大切に思える土壌が確実に整いつつあります。今後はこの背景を活かし、川崎で暮らし、学び、働き、楽しむ人すべてが協働・連携し、緑のストックを効果的に活用して緑の効用を発揮させることにより、まちや自然環境の魅力創出、地域包括ケアシステムの基礎を支える地域コミュニティの強化等を行う視点が重要となっています。

基本方針5では、本市に関わる多様な主体が緑を活用し、つながりを実感できる「グリーンコミュニティ」の形成を位置づけます。そして、グリーンコミュニティを形成し、新たなまちの活力を生み出すためには、これまで保全、創出及び育成されてきた緑の空間について、市民協働によりその効用を最大限に発揮させることが必要であることから、緑のストックの活用を進めるためのマネジメントを推進します。

①グリーンコミュニティの形成に必要となるマネジメントの視点

緑の多機能性を都市の中で発揮させるためには、まちづくり全体の中で緑のあり方を捉え、都市全体の経営的な視点から、新たな運営主体との連携に加え、緑のストックの効果的な利活用や適切な選択と集中を進めていく必要があります。また、緑の持つポテンシャルを高めていくためには、地域の特性やニーズに応じて次のような緑の整備、管理運営及び活用手法を、民間企業等との連携により構築していくことが重要です。

- ●子育て支援、福祉、農業といった多様な分野との連携
- ●緑のイベント・レクリエーション等の柔軟な利活用の推進
- ●緑による周辺地域の環境改善とそれに伴う不動産価値の向上
- ●緑の魅力向上に寄与する収益施設の設置等による緑の管理運営

②エリアの特性からみた緑のマネジメント

本市では、地域毎に特徴ある公園や緑が位置しているため、次に示す5つのエリアにおける 緑の特性を勘案し、緑のマネジメントを進めていく必要があります。

- ●緑と農を守り魅力を伝える田園エリア
 - …「みどり軸」の多摩丘陵軸、「みどり拠点」の早野聖地公園、王禅寺ふるさと公園、黒川よこみね特別緑地保全地区等(公園緑地の拠点)や新百合丘緑化推進重点地区(緑の都市拠点)、黒川、早野、岡上地区(緑と農の3大拠点)などの自然的環境資源を保有します。このエリアでは、多摩・三浦丘陵の緑地の保全や活用について周辺自治体との共有意識を育むとともに、グリーン・ツーリズム等の推進を通じて、市域に残る貴重な緑と農に触れてもらう機会を充実させることが重要です。



●身近な緑を守り育む丘陵地エリア

…「みどり軸」の多摩川崖線軸、「みどり拠点」の生田緑地、緑ケ丘霊園、菅生緑地、小沢城址・多摩特別緑地保全地区等(公園緑地の拠点)、宮前平・鷺沼駅周辺地区緑化推進重点地区(緑の都市拠点)などの自然的環境資源を保有します。このエリアでは、生田緑地などにおいて、地域住民等を含めた多様な主体との連携による活性化の取組を推進し、まちの賑わい創出につなげていく必要があります。また、市街地に残る農地については、その多機能性を知り、親しむための体験機会を充実させることが重要です。

●緑と水の資源を育み活かすエリア

…「みどり軸」の多摩川軸、「みどり拠点」の稲田公園、等々力緑地、橘特別緑地保全地区等(公園緑地の拠点)、小杉地区緑化推進重点地区、溝口駅周辺地区緑化推進重点地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺緑化推進重点地区(緑の都市拠点)などの自然的環境資源を保有します。このエリアでは、多摩川の沿川地域の多様な主体と連携し、多摩川の持つポテンシャルを最大限発揮することに加え、多摩川や等々力緑地、主要駅周辺地区等における地域資源を一体的に捉え、まちの発展に資する持続可能なエリアマネジメントを進めていくことが重要です。

●緑が風格と活力を生む川崎の顔づくりエリア

…「みどり軸」の多摩川軸、「みどり拠点」の富士見公園、大師公園、御幸公園、夢見ヶ崎公園等(公園緑地の拠点)、川崎駅周辺地区緑化推進重点地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区緑化推進重点地区(緑の都市拠点)などの自然的環境資源を保有します。このエリアでは、富士見公園の賑わい空間の創出や、市役所通りの街路樹の樹形管理等により、川崎の顔としておもてなしの空間を提供するとともに、御幸公園、夢見ヶ崎公園等の特色ある公園において、多様な主体との連携によりその魅力を高めていくことが重要です。

●緑と賑わいあふれる臨海のもりづくりエリア

…「みどり軸」の東京湾軸と重なっており、「みどり軸」の多摩川軸先における河口干潟、「みどり拠点」の浮島町公園、港湾緑地であるちどり公園や東扇島東公園等(公園緑地の拠点)、川崎臨海地区緑化推進重点地区(緑の都市拠点)などの自然的環境資源を保有します。このエリアでは、臨海部の魅力的なロケーションを活かした市民交流や自然とのふれあいの機会を創出するとともに、「臨海部ビジョン」とも整合を図りながら、「見える緑」の効果的な創出や、緑ある都市環境の形成を進めていくことが重要です。

③広域的な連携による緑のマネジメント

緑の保全、創出、育成及び活用の取組を進めていく上では、本市の4本のみどり軸(多摩丘陵軸、多摩川軸、多摩川崖線軸、東京湾軸)と市の南側を流れる鶴見川において、周辺自治体等との密接な連携による広域的ネットワークを形成する必要があります。こうしたことから、これまで以上に関係自治体との連携を深め、広域的な緑のマネジメントを推進します。

施策の推進に向けて

効果的に施策を推進していくため、基本方針を踏まえた3つの基本施策を位置づけ、施策展開のためのプロジェクトを設けます。 これらに基づく取組を通じて、市民の「緑ある暮らしの創造」を目指します。

■施策展開の構成

基本方針

基本施策

プロジェクト

プロジェクトを支える実施施策

1

多様な主体の 参画による 持続可能な協働 の什組みの発展

つながりのある みどり軸による ふるさと景観の 継承と自然環境 との共生

多様な機能を 備えたみどり 拠点による 活き活きとした 都市の形成

身近な緑の創出 と育成による 緑と水のネット ワークの充実

質の高い緑ある 暮らしを実現 するグリーン コミュニティ の形成

~まちの価値を 高める緑の マネジメント の実行〜

I 緑のパートナーづくり

これまでの協働の取組により全市的に緑のパ ートナーが広がってきたことを踏まえ、協働 プログラムの更なる推進と参画する緑のパー トナーの育成・支援を核としながら、緑を通 じた次世代のパートナーの核となる子どもた ち健全な成育と、パートナーの活動を支える

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資 する多様な緑について、川崎市の緑の骨格を

形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川

軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有す

る公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点

をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び

情報発信を推進する

Ⅱ 緑の空間づくり

育成する

- 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト
- 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト
- 緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト
- 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト
- 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト
- 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト
- 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト
- 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト
- 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト
- | 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

Ⅲ グリーンコミュニティづくり

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の 協働のもと、緑を、「自然環境」「歴史・文化」 「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化へ の対応」の5つの視点で活用することにより、 緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域 財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの 醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を 目指す

- 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト
- 12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト
- 広域的な緑の魅力向上プロジェクト
- 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

- 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
- 2 民間企業・教育機関等の参画促進
- 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発
- 4 緑の人材育成と活用
- 5 緑の活動に対する支援の充実
- 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚
- 7 環境学習における「緑育」の充実
- 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進
- 9 人材の交流、連携の推進
- 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全
- 11 地域に残された身近な緑の継承
- 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出
- 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組
- 14 緑と調和した都市景観の形成
- 15 多摩川緑地施設の利便性向上
- 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組
- 17 公園緑地の防災機能整備推進
- 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
- 19 身近な公園の整備推進
- 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実
- 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
- 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進
- 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進
- 24 緑化助成制度の普及と充実
- 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
- 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
- 27 河川等の水辺地の保全

28 公共空間の緑化推進

- 29 事業所による緑化の促進
- 30 地域コミュニティ形成の推進 31 緑を通じた防災力の向上
- 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進
- 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
- 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
- 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上
- 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用
- 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用
- 38 多摩川の利活用による地域活性化
- 39 多様な主体との連携による風の道の形成
- 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出



基本施策 I 「緑のパートナーづくり」

「協働プログラムの更なる推進」と「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、活動を支える「情報発信」を推進するものです。

基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川 崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり 拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するものです。

基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指すものです。

上記の取組を進めることで、緑を核としたまちの魅力向上を図り、「緑ある暮らしの創造」を 目指します。

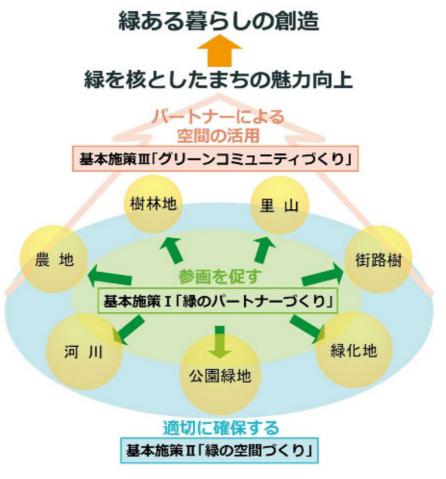


図 3-4 施策推進のイメージ



(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト

①基本施策 I 「緑のパートナーづくり」

緑のパートナーづくりとは、これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムの更なる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するものです。

「施策の方向性」

本市では、これまでも協働による緑の取組が進められ、緑の保全、創出、育成及び活用に多くの主体が関わっています。本市の緑の充実には、多様なパートナーが各地で活躍することが重要であり、これには**協働の取組の持続性を確保する**必要があることから、さまざまな主体が緑に関わり続けられる施策を推進します。

このため、「緑のパートナーづくり」においては、**多世代、他分野の幅広い主体が緑に「触れる」機会を創出**するとともに、これまでの取組により市域全体に拡大してきた**協働のパートナーの育成・支援と活動機会を創出**します。

また、次世代を担う子どもたちを緑のパートナーとして育てていくため、**緑を活用した子ど もの健全な成育を推進**します。

さらに、上記の協働に関する取組を進めていくためには、多くの人々の緑への関心を高め、 人と人をつないでいくことが重要であることから、**さまざまな媒体と多様な主体による情報発 信を推進**します。

施策を支えるプロジェクトとして、

- 「1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト|
- 「2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト」
- 「3 緑を大切にする心を育む『緑育』プロジェクト|
- 「4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

次世代のパートナーの核



緑への関心を高め、人と人をつなぐための情報発信を推進する

多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

緑のパートナーの核

図 3-5 基本施策 | 「緑のパートナーづくり」のイメージ





多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

市民や町内会・自治会をはじめ、市内で働き学ぶ人々、NPO、民間企業、教育・研究機関及び行政等、多世代・他分野のあらゆる主体が緑を守り、創り、及び育む活動に参画できる協働プログラムを推進します。

●プロジェクトの必要性

本市の緑の保全、創出、育成及び活用の取組を進めるためには、多様な主体が協働して、それぞれが自発的に緑に関わっていくことが重要です。一方で、活動参加者の高齢化や後継者不足などから協働の担い手不足となる場合もあり、活動の継続性を高めていくことが必要となっています。

本プロジェクトでは、緑に関わる人材を増やすための協働プログラムを実施します。この協働プログラムを通じて、あらゆる主体が緑に「触れる」機会を創出し、緑を「知る」「好きになる」きっかけを作ります。そして、このきっかけが、緑を通じたやりがい・生きがいの発見や、地域課題としての緑の重要性の意識化へと発展していくことにより、緑の活動に積極的に携わるパートナーづくりを目指します。



図 3-6 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・市民協働の取組を更に推進していくために、活動団体(管理運営協議会、公園緑地愛護会、 街路樹等愛護会、緑の活動団体等)の設立・登録の支援を継続します。
- ・新たな担い手(子ども、子育て世代、就業者、就学者、アクティブシニア等)が緑に関われるきっかけ作りを進めるため、参加する市民・民間企業等のニーズを取り込んださまざまな取組を充実します。
- ・緑以外の他分野における多様な主体(民間企業、教育・研究機関、スポーツ団体等)との連携を進めていくため、里山コラボ事業、大学連携、みどりの事業所推進協議会などの取組を継続するとともに、樹林地等の保全・活用、街中の緑化活動等への民間企業、教育機関等の更なる参画を促す取組を拡充します。
- ・植樹運動など、150万市民一人ひとりが参加可能で、多様な緑に触れ合える取組を推進し、 市民や民間企業の緑化の協働意識の更なる向上を図ることで、協働プログラムへの参加へと つなげます。

く実施施策>

- 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
 - 2 民間企業・教育機関等の参画促進
 - 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発



2

緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

協働プログラムの担い手となる人材の育成と活用を進めるとともに、活動団体や市民、事業者等による緑の活動を促進していくための支援を進めます。

●プロジェクトの必要性

本市ではこれまでも協働による緑の取組を進めており、公園や街路樹などのさまざまな緑の場で、多くの主体が活躍しています。緑の活動を行う主体は本市の大切な財産であり、その活動を支え、継続的な活動となるよう、人材を育成、支援していく必要があります。

本プロジェクトでは、緑の活動の担い手に対して適切な支援や評価を行い、緑に関する技術や意識、自身の取組への誇りを高めることにより、それぞれが活躍できる機会の創出を目指します。

持続可能な活動の促進

活動者の技術、知識・意識の向上 活動への自信の高まり・誇りの醸成

活躍できる場や機会の創出

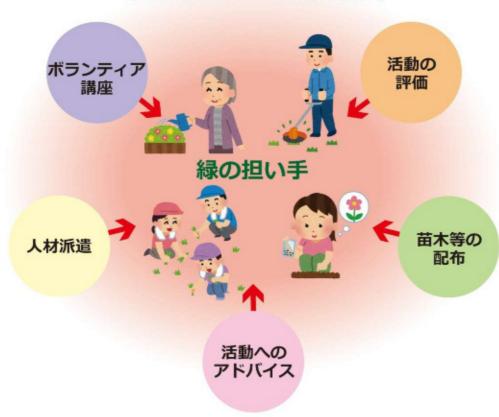


図 3-7 プロジェクトのイメージ



- ・緑のパートナーを増やし、協働の取組を更に推進していくために、担い手となる人材を育成 するとともに、人材が活躍できる場所や機会を広げます。
- ・人材育成については、各種の活動団体のニーズを的確に把握した上で、ボランティア育成講座や活動に関する情報の提供など、緑の担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ります。その上で、講座修了者を緑の人材バンク*に登録して各講座の講師として派遣するなど、ボランティアリーダーとなる人材の活用を進めるとともに、緑の人材バンクに登録をしていない担い手の発掘を進めます。
- ・緑の活動を持続可能なものとしていくため、活動団体への助成、技術支援、情報提供や、苗木配布による緑化の支援など、引き続き活動の円滑化を図るための支援を行います。
- ・緑の活動への意識高揚を図るため、表彰等を通じて市民、民間企業等の優良な取組を評価、普及していくことにも継続して取り組みます。

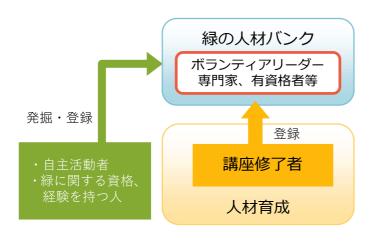


図 3-8 人材活用のイメージ



里山ボランティア育成講座



第 12 回わがまち花と緑のコンクール 表彰式

<実施施策>

- 4 緑の人材育成と活用
- 5 緑の活動に対する支援の充実
- 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚



緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト

子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行う活動に触れる機会を充実することにより、次世代の緑のパートナーの核となる人材を育成します。

●プロジェクトの必要性

協働の継続性を確保するには、次世代を担う子どもたちも重要なパートナーとして捉える必要があります。緑や自然に対して幼いうちから興味を持ち、五感を使ってその楽しさ、不思議さや命の大切さを知ることは、情操教育の観点からも非常に重要です。これには、学校における授業などでの取組のほか、日常生活における緑の実感や、地域社会における緑の活動への参加など、あらゆる場面を想定した緑の活動テーマを提供する必要があります。

本プロジェクトでは、子どもたちが緑や生き物などとふれあうことのできる「緑育」の機会を設け、子どもたちの感受性の向上、調べる力や考える力などの向上を図ります。そして、これらを通じて育まれた緑を大切にする心が、次世代の緑のパートナーの核となることにより、持続可能な市民協働の取組の発展を目指します。



図 3-9 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、活動団体、農業関係者、民間企業、教育機関及び行政等が連携して、子どもが興味を持つ自然資源(自然の成り立ち、雑草や昆虫等)を媒体として、自然を知り、学び、考える体験機会を充実します。
- ・市の緑の多様性に触れ、緑の持つ多彩な魅力についての理解を深めるため、児童生徒を対象 とした南北交流の機会の創出に努めます。
- ・緑育の支援のため、教育機関と連携しながら緑の副読本等の学習教材の充実を進めるとともに、人材派遣などの協力の強化に努めます。

〈実施施策〉 7 環境学習における「緑育」の充実



多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

川崎市の緑の魅力を発掘、情報発信していくことで、緑を保全、創出、育成及び活用する活動や、緑そのものに関心を持つパートナーを増やしていくとともに、活動団体間や、活動団体と地域が交流・連携できる場所や機会の創出を進めます。

●プロジェクトの必要性

緑に興味を持つ人もそうでない人も、緑に触れるきっかけを作るのは、さまざまなメディアや口コミで発信された情報です。現在では、インターネットや SNS 等を通じて、膨大な量の情報が行き来していますが、緑に関しては、人々に興味を持たせる情報発信の手法や、緑の活動などの情報を知りたい人・紹介したい人のマッチング手法の構築が大切です。また、多様な主体が顔の見える関係を構築していくことでも情報はつながり、広がっていくため、こうした機会を設けることも重要です。

本プロジェクトでは、緑の魅力や活動などに関する情報と、そのアクセス性の充実、さらには多様な主体の交流・連携を促進します。これにより、それぞれが必要とする適切な情報を提供し、緑の普及啓発や、緑のパートナーの活動の活性化に加え、本市の緑の魅力の認知向上を目指します。



図 3-10 プロジェクトのイメージ



- ・多くの人々への緑の関心を高め、普及啓発を図るため、パンフレットやリーフレットなどによる情報発信はもちろんのこと、緑以外の分野で活躍する人を含む多様な主体と連携し、インターネット・SNSなどの媒体を活用した情報発信を進めることにより、緑を知るきっかけ作りや、緑の活動を知りたい人・紹介したい人などのマッチングを強化します。
- ・緑のストックをシティセールスや観光の資源として活用することで、本市の緑の魅力を広く 発信します。
- ・緑のボランティアセンターの交流機能を強化するとともに、緑を支える人材どうしが互いの 活動について情報共有し、それぞれの活動に活かすことのできる機会の創出に努めます。



地域のイベント情報を まとめて発信! ホーフードやジャンル、 場所など、英学規能で 対りたい情報が始中に

かわさきイベントアプリ

パンフレット



川崎市ウェブサイト



市民による情報発信

図 3-11 情報発信手法の例





観光資源でもある生田緑地と二ヶ領用水久地円筒分水

〈実施施策〉 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進

9 人材の交流、連携の推進



②基本施策II「緑の空間づくり」

緑の空間づくりとは、生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、本市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するものです。

「施策の方向性」

本市の緑の充実を図るには、既にある緑の保全、都市に潤いをもたらす緑の整備、そして緑 を良好な状態に維持するための管理の視点を基本として、**緑の多様な機能を発揮させる**ことが 重要です。

「緑の空間づくり」においては、本市の骨格を形成するみどり軸に関して、**多摩丘陵を構成する樹林地の持続的な保全と多摩川緑地の整備と活用**を推進し、ふるさと川崎の景観の保全、 創出及び育成を図ります。

そして、緑を実感できる生活空間の確保や、風格のある街並み景観を目指すには、みどり軸とみどり拠点が相互につながりを持ち、緑と水のネットワークを形成することが大切です。とりわけ、公園や農地、河川空間や緑化された街並みは、緑と水のネットワークを形成するための要となり、レクリエーション、防災、都市気象の改善及び景観形成等の面で重要な役割を担っています。また、平成32(2020)年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、来訪者や市民が居心地良いと感じられる緑化や花の植栽を進めるとともに、「次の世代への贈り物(レガシー)」として、魅力の保持に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、**まちの核となる緑による拠点の形成と質の向上**を図り、地域の特色を活かした公園づくりを進めるとともに、**都市における農ある風景の保全と有効活用**及び**みどり軸・みどり拠点をつなげ身近に感じられるネットワークの形成**を図り、市民が緑を身近に感じられる生活空間の実現と、生き物の生息・生育拠点を結ぶコリドーや風の道の形成を進めます。

施策を支えるプロジェクトとして、

- 「5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト」
- 「6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト」
- 「7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト」
- 「8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」
- 「9 農地の保全・活用と『農』とのふれあいの推進プロジェクト|
- 「10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

○○●●● 第3章 緑の基本計画

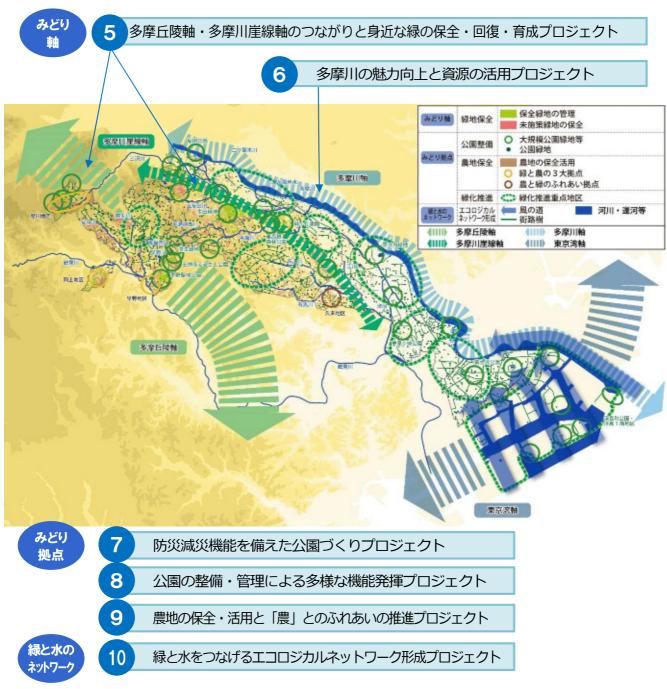


図 3-12 基本施策 II 「緑の空間づくり」の方針図 (地形図出典:地理院地図(国土地理院))

さまざまな主体の参画

【基本施策Iとの連携】



樹林地保全



農地保全



緑の 機能向上

生活環境向上 レクリエーション 防災性向上 生物多様性 地球環境保全 都市気象改善 景観形成 コミュニティ形成



河川環境整備



公園整備



緑化



計画的・適切な 維持管理

整備

緑の活用・運営手法の構築

【基本施策Ⅲとの連携】

図 3-13 基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」のイメージ



5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと 身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト

川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸、多摩川崖線軸の緑をはじめ、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑について、保全・回復・育成を進めることにより、地球温暖化対策や生物多様性の保全、さらには良好な景観形成などに貢献します。

●プロジェクトの必要性

本市に残る樹林地や樹木は、市民が自然環境を身近なものと実感できる貴重な資源です。また、都市環境においてまとまりのある樹林地が果たす役割は、緑の多面的な機能と相まって非常に大きなものとなっています。本市では、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全を積極的に進めており、良好な都市環境の維持に努めていますが、依然として樹林地は減少傾向にあり、今後も樹林地の重要性の認知を図るとともに、樹林地の保全を継続して進めていく必要があります。

本プロジェクトでは、大きなまとまりを形成している樹林地にとどまらず、小規模であっても市民に身近で良好な自然環境を有する樹林地や、地域を代表する樹木などを対象とし、本市に残る緑の保全・回復・育成を、多様な手法を講じながら進めます。そして、生物多様性の保全、地球温暖化対策や水源涵養への貢献など、都市環境の健全化に資する緑の効用の発揮を目指します。

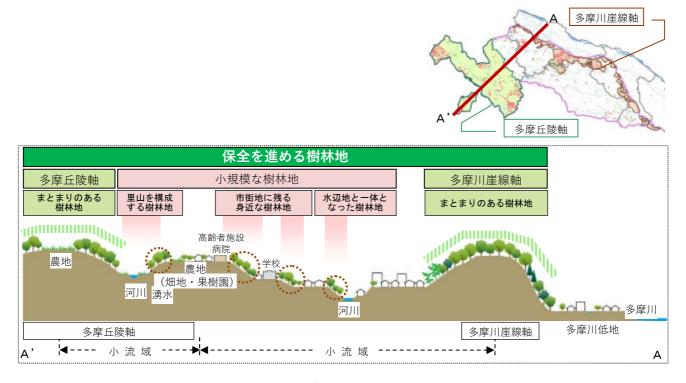


図 3-14 プロジェクトのイメージ



- ・緑地総合評価に基づき、本市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸の樹林地に加えて、小流域に存在する市民の生活圏に残された身近な樹林地や、里山を構成する樹林地及び水辺地と一体となった樹林地についても、これまで進めてきた保全施策を継承するとともに、状況に応じた施策の再評価を行いながら、多様な主体との連携の下で樹林地の保全を推進します。また、都市緑地法の改正等を踏まえたさまざまな制度を弾力的に活用し、持続的な樹林地の保全を推進します。
- ・樹林地の保全にあたっては、地権者の理解と協力が欠かせないことから、地権者に向けた保 全制度の普及に努めるとともに、地権者が樹林地等を持続的に保有できるよう、税負担の軽 減措置について国への働きかけを行います。
- ・里山や古くから守られてきた大木など、ふるさと川崎の景観を特徴づける地域固有の緑や、 社寺林、生垣といった市民生活に身近な緑を評価し、保全を積極的に進めます。
- ・樹林地等で行われる開発行為については、その環境が適切に保全、回復、育成されるよう、 自然的環境保全配慮書に関する助言指導等の取組を継続して行います。
- ・保全した樹林地の良好な環境を維持、再生していくため、地域住民等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全管理活動を推進するとともに、すでに作成された保全管理計画については、作成後の状況を把握した上で、必要に応じた見直しを検討します。
- ・樹林地に隣接する住民の安全な住環境を確保するため、樹木や斜面の状況等に応じた整備や 維持管理を継続することにより、樹林地を健全な状態に保ちます。
- ・「川崎市景観計画」と連携を図りながら、緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を進めます。



多摩丘陵軸の緑



多摩川崖線軸の緑

く実施施策>

- 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全
- 11 地域に残された身近な緑の継承
- 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出
- 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組
- 14 緑と調和した都市景観の形成



多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

運動施設等の再整備、防災機能の向上及びサイクリングコースの充実等、多摩川の特性を活かした施設の整備や適切な管理の推進により、多摩川の機能の強化と魅力の創出を図ります。

また、流域自治体等との連携や民間活力の導入による多摩川の資源の活用及び沿川の公園緑地等と連携した取組を推進するとともに、多摩川の利用に対する一体的管理・活用について検討を行います。

●プロジェクトの必要性

本市は、多摩川の右岸に沿って広がっており、市民生活にとって多摩川はきわめて身近な存在となっています。そして、市民の心のふるさととなってきた多摩川を、市民共有の財産として再評価し、憩える環境とより豊かな河川空間の創出が求められています。そのためには、市民、NPO、民間企業、教育・研究機関及び行政等の協働により多摩川の潜在的な価値を最大限に引き出していくとともに、流域自治体等との連携により多摩川の魅力や資源を活用していく必要があります。

本市では、多摩川に関する総合的な施策を展開するための計画である「川崎市新多摩川プラン」を平成28(2016)年3月に策定し、基本理念や5つの基本目標を掲げながら施策を推進しています。本プロジェクトにおいては、川崎のシンボルである多摩川の機能の強化と魅力の創出を進め、多摩川を最大限に活かした賑わいのある憩い・遊び・学びの場の創出を目指します。

〔川崎市新多摩川プラン〕

●基本理念

「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」

●基本目標



図 3-15 川崎市新多摩川プラン 5 つの基本目標







水辺の楽校

野球場の整備

多摩川マラソン

- ・本市における多摩川の原風景の一つである桜並木、大河川特有の河原風景など、本市の都市 景観と調和した多摩川の風景を保全します。
- ・多摩川の施設については、駐車場やトイレ等の充実を行うとともに、日陰となるような植樹を進めるなど、市民ニーズを踏まえ、利用者の利便性・快適性を高める整備を進めます。また、多摩川の特性を活かしたマラソン大会や地域のイベントなど、多摩川だからこそ可能なさまざまな取組を実施します。
- ・民間活力の導入による休息・交流スポットの創出や、流域自治体との連携によるサイクリン グコースの充実と回遊性を高めるとともに、利用者が安全に通行できるように、コースの拡 幅や路面表示を整備します。
- ・利用団体等との協働による維持管理を推進するとともに、運動施設を含めた多摩川緑地の維持管理水準の向上に取り組みます。同時に、市街地の安全性を高めるため、災害時に活用できる緊急用河川敷道路について、河川管理者である国と連携しながら整備を推進するほか、河川改修等にあたっても、国と連携して、可能な限り環境に配慮した工法を選択することで、生物多様性に配慮したより豊かな河川環境の確保に努めます。
- ・多摩川の適正な利用を誘導する取組の推進をはじめ、多摩川に隣接する公園と連携した拠点 形成により、水と緑の連続性・回遊性を確保する取組や、多摩川の有するポテンシャルを最 大限に活用する取組の強化について、検討を行います。



緊急用河川敷道路 (平常時はマラソンコースとして活用)



桜並木の保全 (大師河原地区)

<実施施策>

- 15 多摩川緑地施設の利便性向上
- 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組



防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

基幹的な都市公園・緑地等において、応急復旧活動を行うための拠点整備や、帰宅困難者を支援する施設整備を進め、防災減災の機能の向上を図ります。

●プロジェクトの必要性

緑とオープンスペースは、災害時の避難の場や火災等による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、及び自然災害の緩和・防止等の都市防災に資する役割を担っています。過去に発生した地震災害において、住宅等の樹木や街路樹は、延焼の防止や倒壊家屋の道路への倒伏防止に役立ち、公園は応急避難生活や救援活動の場、復旧・復興拠点として活用されました。また、水害への対応においては、豪雨災害時の避難場所として公園が活用された事例や、遊水地としての機能を公園空間に導入している事例も見られます。

本プロジェクトでは、今後の防災まちづくりを推進する上でも、避難地及び支援活動の拠点となる公園の整備や、防災的施設の整備を一層進めるとともに、緑の適切な整備や維持管理を進め、緑とオープンスペースの多様な防災機能の活用を目指します。

〔緑が有する防災機能〕

緑とオープンスペースは、一般的に次のような都市防災に資する役割を有しています。

機能	具体的な内容
災害時の避難の場	避難地、避難路
	帰宅困難者の収容空間 等
火災、爆発等に	火災の延焼の遅延、防止
よる災害の緩和、	爆発による被害の軽減、防止
防止	建物の倒壊の防止 等
災害対策の拠点	救援活動の拠点
	復旧・復興活動の拠点 等
自然災害の緩和、	風害、潮害、雪害、津波、水害、がけ崩れによる被害の緩和、防止
防止	災害危険地の保護及び土地利用の規制 等
防災教育の場	過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への情報発信
	災害遺構等を取り入れた公園デザインによる災害の大きさや恐ろしさの伝承

表 3-6 緑とオープンスペースの防災機能

(出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン (案) (平成 27 年 9 月改訂版) 国土技術政策総合研究所資料 第 857 号 (P6))



公園が延焼を防止 (阪神・淡路大震災)



復旧・復興拠点としての利用 (東日本大震災)



- ・災害時における身の安全を確保する広域避難場所であり、復旧・復興段階における物資の供 給や救援活動の拠点となる大規模公園(富士見公園、等々力緑地、生田緑地)において、防 災機能の強化に資する整備を推進します。
- ・被災後に徒歩等で移動する帰宅困難者を支援するため、広域避難場所や、幹線道路に面した 公園等における施設整備を進めます。また、身近な公園における発災時に必要な施設につい ては、整備に向けた調査、検討を行います。
- ・避難地や避難路となる公園、街路樹及びグリーンベルトの植栽等については、防災に資する 緑のネットワーク形成に努めます。



図 3-16 防災に資する緑の配置のイメージ

(出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン (案) (平成 27 年 9 月改訂版) 国土技術政策総合研究所資料 第 857 号 (P 67))

<実施施策> 17 公園緑地の防災機能整備推進



8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

スポーツ・レクリエーション機能、文化活動などの多様な利用における公園の拠点機能を 発揮させるとともに、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保し、公園の質的な向上を 図ります。

●プロジェクトの必要性

都市における貴重なオープンスペースである公園は、防災性の向上はもとより、環境維持・改善効果、健康増進やレクリエーションの場の提供、子育て・教育環境の向上、コミュニティの形成、さらには観光資源となるなど多面的な機能を有しています。しかしながら、機能を十分に発揮できていない公園や、老朽化の進行した公園施設などが依然として存在することから、公園の質的な向上を図る視点が改めて重要となっています。

本プロジェクトでは、魅力的で、誰もが安心・安全かつ快適に利用できる公園を目指し、その計画的な整備・管理に加え、公園の適切な配置に向けた取組を進めます。さまざまな効用の発揮が期待できる規模の大きな公園については、それぞれの立地特性や特色を活かした機能の充実を図り、身近な公園については、地域が求める公園機能への対応を図ります。

〔公園の役割〕

公園は、都市において主に次に掲げる役割を有しており、人々の暮らしや都市環境をより良くしていく上で必要不可欠な存在です。

役割	内容
良好な都市環境の形成	地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性
	の保全等による良好な都市環境を形成します。
都市の安全性の向上	震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点とな
	ります。
市民の活動の場、憩いの場の	子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあ
形成	い、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動
	の拠点となります。
豊かな地域づくり、地域の活	地域振興や地域間の交流・連携の拠点となり、快適で個性豊
性化の促進	かな地域づくりに貢献します。

表 3-7 公園の役割

※参考 国土交通省ホームページ